

第 1 章 総 則

1 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、秋田市区域における河川、海岸、港湾等の洪水、内水(法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。)、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、およびこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 秋田市水防本部

秋田市における水防を総括するために設置し、本部事務局は総務部防災安全対策課に置く。

(2) 秋田市水防本部長

秋田市長

(3) 秋田市水防本部副本部長

副市長、危機管理監

(4) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は、水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。

(5) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。

(6) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は、水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。

(7) 秋田市水防管理者

秋田市長をいう(法第2条第3項)。

(8) 消防機関

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署および消防団)をいう(法第2条第4項)。

(9) 消防機関の長

秋田市消防長をいう(法第2条第5項)。

(10) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(11) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画の定めるところにより、水位を通報および公表しなければならない(法第12条)。

(12) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織および運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1項)。

(13) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は秋田県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項および第3項）。

(14) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(15) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は秋田県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知および周知を行う（法第13条）。

(16) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知および周知を行う（法第13条の2）。

(17) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知および周知を行う（法第13条の3）。

(18) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は秋田県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(19) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに秋田県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(20) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(21) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警

戒すべき水位（法第13条第1項および第2項に規定されている洪水特別警戒水位）をいう。市長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(22) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項および第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(23) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項および第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(24) 高潮氾濫危険水位

法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

(25) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項および第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位、氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(26) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項および第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(27) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(28) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(29) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川および水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(30) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(31) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任および義務は次のとおりである。

(1) 市の責任

水防管理団体である市は、市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置（法第15条）
- カ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示および指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- キ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示および指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ク 水防団および消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ケ 警戒区域の設定（法第21条）
- コ 警察官の援助の要求（法第22条）
- サ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- シ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ス 緊急通行・公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項、法第28条第3項）
- セ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ソ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- タ （指定水防管理団体）水防計画の作成および要旨の公表（法第33条第1項および第3項）
- チ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ツ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- テ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ト 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ナ 消防事務との調整（法第50条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- イ 水防計画の策定および要旨の公表（法第7条第1項および第7項）
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- エ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- オ 気象予報および警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- カ 洪水予報の発表および通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- キ 量水標管理者からの水位の通報および公表（法第12条）
- ク 水位情報の通知および周知（法第13条）

- ケ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
 - コ 浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条）
 - サ 水防警報の発表および通知（法第16条第1項、第3項および第4項）
 - シ 水防信号の指定（法第20条）
 - ス 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - セ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
 - ソ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
 - タ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - チ 水防管理団体に対する水防に関する勧告および助言（法第48条）
- (3) 国土交通省の責任
- ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - イ 洪水予報の発表および通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ウ 量水標管理者からの水位の通報および公表（法第12条）
 - エ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
 - オ 水位情報の通知および周知（法第13条）
 - カ 浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条）
 - キ 水防警報の発表および通知（法第16条第1項および第2項）
 - ク 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
 - ケ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - コ 都道府県等に対する水防に関する勧告および助言（法第48条）
- (4) 気象庁の責任
- ア 気象、津波、高潮および洪水の予報および警報の発表および通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - イ 洪水予報の発表および通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項および第3項）
- (5) 居住者等の義務
- ア 水防への従事（法第24条）
 - イ 水防通信への協力（法第27条）

4 水防計画の作成および変更

- (1) 水防計画の作成および変更
- 市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、秋田県知事に届け出るものとする。
- また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。
- (2) 水防協議会の設置
- 市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。
- 水防協議会に関し必要な事項は、法律第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。
- (3) 大規模氾濫減災協議会
- 国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会および知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類される。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動および水防団自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

6 安全配慮

(1) 洪水、内水、津波又は高潮における避難誘導や水防作業の際は、次の事項に留意して水防活動を実施するものとする。

ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

ウ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ 水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

オ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

カ 水防活動中は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

キ 水防活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

ク 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

ケ 水防活動は原則として複数人で行う。

コ 津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。